

《寄附金を受領される法人の皆さまへ》

個人県民税の控除対象寄附金の申出について

本県における個人県民税の寄附金税額控除は、寄附金を受領する法人からの申出に基づき、個別に知事が指定した寄附金に限って適用されます。

次の控除対象寄附金の要件を満たす寄附金を受領する法人の皆さまは、寄附金の申出を行ってください。

控除対象寄附金の要件

所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除きます。）のうち、次のいずれかに該当する寄附金

- 1 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金であって、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの
- 2 県内において業務（主たる目的である業務に限ります。）を行っている者に対する寄附金であって、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの
- 3 寄附金を信託財産とする特定公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するものである場合の当該寄附金

〔 ※ 県外施設の建設の費用等に充てられることが明らかである寄附金は、県民の福祉の増進に寄与するものに該当しません。 〕

～～～～～寄附金の申出の方法～～～～～

◆ 「個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する申出書」に必要な事項を記入し、申出書裏面に記載している書類を添えて所管の県税事務所に提出してください。

- ・ 寄附された方が個人県民税から控除することができる寄附金は、この申出書を提出していただいた日の属する年以後に支出されたものが対象となります。
- ・ 申出の内容に変更が生じた場合には、その都度、報告が必要となります。

（令和3年12月）

～ 留 意 事 項 ～

【申出から指定まで】

- ◆ 控除対象寄附金の指定に当たっては、申出をいただいた寄附金が、条例の要件を満たしているか否かの確認を行いますので、申出から指定までに、一定の期間を要します。
- ◆ 知事が控除対象寄附金の指定をした場合は、その内容を、神奈川県公報により告示します。
- ◆ 申出をいただいた寄附金を控除対象寄附金として指定したか否かについては、その結果を通知します。

【指定された寄附金の受領について】

- ◆ 神奈川県内に住所を有する個人の方から寄附金を受領した場合は、寄附金税額控除制度を適正かつ円滑に運営するため次の事項に御協力をお願いします。

1 寄附金を受領した場合の受領証明書の交付

控除対象寄附金を受領する際には、寄附をした方に対して、控除対象寄附金を受け取った旨の証明書を発行してください。

2 寄附者名簿の作成・提出・保存

- ・ 毎年1月から12月までの寄附者について、寄附者名簿（寄附者の氏名、住所、寄附金額及び寄附金を受領した月日の一覧）を市町村別に作成し、寄附金を受領した年の翌年の3月15日までに、各市町村の税務担当課に当該市町村分の写しを提出してください。（寄附者名簿の提出先は、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。）
- ・ 寄附者名簿は、7年間保存してください。

3 寄附者に対する案内

寄附を行った方に対して、寄附金控除を受けるための手続きなどを案内してください。

〔案内していただく内容については、控除対象寄附金として指定する旨のお知らせをお送りする際に、改めてお知らせします。〕

詳しくは、所管の県税事務所又は税務指導課へお問合せください。



神奈川県

総務局財政部税務指導課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 (045)210-1111 (内線) 2349

県税便利帳

検索

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する申出書

付
受印

年 月 日

神奈川県知事 殿
(県税事務所経由)

神奈川県県税条例第10条第1項に規定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金について申し出ます。

(ふ り が な)														
寄附金を受領する者 (特定公益信託の受託者)の名称														
法 人 番 号														
主たる事務所又は 事業所の所在地		電話 () —												
(ふ り が な)														
代 表 者 氏 名														
設立年月日	年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 至 月 日											
所 得 税 に お け る 寄 附 金 控 除 の 根 拠 条 文		1 所得税法第78条第2項第2号 2 所得税法第78条第2項第3号 (所得税法施行令第217条第 号 該当) 3 所得税法第78条第3項 4 租税特別措置法第41条の18の2第1項又は第2項 5 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項												
所 得 税 に お け る 認 定 又 は 指 定 年 月 日		年 月 日												
現に行っている事業の概要														
寄附金の使途及び募集期間														
県内の事務所若しくは 事業所の所在地又は 主な事業活動地域		電話 () —												
		電話 () —												
		電話 () —												
その他参考となる事項														

※ 処 理 欄	管 理 番 号		業 種 番 号	
---------	---------	--	---------	--

- 備考 1 正副2通を提出してください（添付書類は各1通で差し支えありません。）。
- 2 この申出書には、次の書類を添えてください。
- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人
- ア 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であることを証する書類
- イ 県内の事務所又は事業所の状況を確認できる書類（事業概要、パンフレット等）
- ウ 登記事項証明書
- (2) 県内に事務所又は事業所を有しない法人
- ア 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であることを証する書類
- イ 県内における活動の状況を確認できる書類
- ウ 登記事項証明書
- (3) 特定公益信託の受託者
- ア 認定特定公益信託であることを証する書類
- イ 特定公益信託の状況を確認できる書類
- ウ 登記事項証明書
- 3 「所得税における認定又は指定年月日」欄は、所得税法第78条第2項第3号に該当する場合（所得税法施行令第217条第4号及び旧所得税法施行令第217条第1項第3号に該当する場合を除きます。）は記入する必要はありません。
- 4 「寄附金の使途及び募集期間」欄は、所得税法第78条第2項第2号に該当する場合に記入してください。
- 5 名称、所在地、代表者等の変更が予定されている場合は、その旨を「その他参考となる事項」欄に記入してください。
- 6 ※印の欄には、記入しないでください。

提出先

申出書は、寄附金を受領する法人の県内の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所（事務所又は事業所が県内に所在しない場合は横浜県税事務所）にご提出ください。

所 管 区 域	県税事務所名	所 在 地	電話番号
横浜市西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	横浜	〒231-8555 横浜市中区山下町75 神奈川自治会館7階	(045) 651-1471(代)
〃 鶴見区、神奈川区、港北区	神奈川	〒221-0824 〃 神奈川区広台太田町3-8 神奈川区総合庁舎 本館4階	(045) 321-5741(代)
〃 緑区、青葉区、都筑区	緑	〒225-8513 〃 青葉区市ケ尾町27-5	(045) 973-1911(代)
〃 南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	戸塚	〒244-0816 〃 戸塚区上倉田町449	(045) 881-3911(代)
川崎市川崎区、幸区	川崎	〒210-8562 川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビルディング20階	(044) 233-7351(代)
〃 中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区	高津	〒213-8515 〃 高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口2階	(044) 833-1231(代)
相模原市	相模原	〒252-0381 相模原市南区相模大野6-3-1	(042) 745-1111(代)
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	(046) 823-0210(代)
平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	平塚	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	(0463) 22-2711(代)
藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	藤沢	〒251-8534 藤沢市鶴沼石上2-7-1	(0466) 26-2111(代)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	(0465) 32-8000(代)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木	〒243-8522 厚木市水引2-3-1	(046) 224-1111(代)